

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

■国民年金保険料の納付は口座振替が便利です

国民年金の保険料は、口座振替により納める事が可能です。

申込先は預貯金口座をお持ちの金融機関、郵便局または年金事務所になります。

申し込みには基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳等で基礎年金番号をご確認ください。

また、金融機関等届出印の押印が必要となります。

※口座振替納付申出書については各金融機関の窓口にて準備されていますが、金融機関に無い場合には、市民課各窓口にて受け取る事も可能です。

■口座振替での前納は事前の手続きが必要です

口座振替での平成26年度の1年前納及び平成26年4月～9月分の6か月前納のお申し込みは2月28日(金)までとなります。(すでに口座振替にて前納されている方は再度お申し込みの必要はありません。ただし、口座振替の引き落とし方法を変更される場合は再度お申し込みが必要です。)

■こんなにお得な口座振替

平成25年度において、納付書で毎月納付した場合と比較した割引額は次のとおりです。

納付方法	割引額
毎月納付 (翌月末引落し)	割引なし
毎月納付【早割】 (当月末引落し)	50円/1か月 (年間割引額600円)
6か月前納	1,030円/6か月 (年間割引額2,060円)
1年前納	3,780円/1年

知っトク情報

■国民年金保険料の納付方法として「2年前納(口座振替)」が始まります!

平成26年4月末の口座振替分より、割引額により大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

■2年前納(口座振替)のメリット

○2年間で14,000円程度の割引となります。(平成25年度の保険料による推計)

○2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

○口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。

お申込期限は毎年2月末までです。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

■口座振替をご利用の際の注意点

・金融機関等届出印の相違や口座名義人氏名等の相違により登録が遅れた場合は、手続きが間に合わない場合がありますので、申込用紙ご記入の際は、届出印と口座名義人氏名等の確認をお願いします。

・一部納付(半額免除など)の方の口座振替は、毎月納付(割引なし)となります。

・残高不足で口座から引き落としができなかった場合は、割引がなくなり、ご注意ください。(毎月の口座振替に切り替わります)特に、初めての口座振替で2年度または1年度分、6か月の前納を申し込まれた方は、前納の保険料に加えて前年度3月分の保険料が同時に引落としとなりますので残高不足にご注意ください。

